

監事会の設置及び運営に関する要領

(趣旨)

第1条 地方独立行政法人神奈川県立病院機構監事監査規程（以下「監事監査規程」という。）に規定する監査を円滑に実施するための「監事会」の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 監事会は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款7条に規定する監事（以下「監事」という。）をもって構成する。

(目的)

第3条 監事会は、法令、定款及び監事監査規程に従い職務を遂行するための重要な事項について報告を受け、監事相互間で密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的かつ効果的な監査を実施するための協議を行う。

(所掌事務)

第4条 監事会は、監事監査規程に基づく監査計画の立案等監事はその職務を円滑に遂行する上で必要と認められる事項について調整協議する。

ただし、監事会の設置によって、監事の権限の行使を妨げることはできない。

(開催)

第5条 監事会は、原則として理事会の終了後に開催する。ただし、必要があるときは、随時開催することができる。

(招集)

第6条 監事会は、監事が招集する。

2 監事会の議長は、前項の招集者がこれに当たる。

(招集通知)

第7条 監事会の招集通知は、開催日の1週間前までに、各監事に対しその通知を行う。

2 監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第8条 監事会の決議とは、監事全員の合意を必要とする事項を決定することをいい、監事全員の合意をもって行う。

2 決議にあたっては、十分な資料に基づき審議しなければならない。

(報告)

第9条 監事は、自らの職務の執行状況について監事会に報告するとともに、他の監事から求めがあるときはいつでも報告する。

2 監事は、会計監査人又は役員及び職員から報告を受けた重要な情報は、これを監事会に報告しなければならない。

(措置)

第10条 監事会は、次に掲げる報告を受けた場合には、必要な調査を行い、状況に応じ適切な措置を講じる。

- (1) 監事監査規程第12条に規定するもののほか、法人に対して著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の理事からの報告
- (2) 理事の職務執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の会計監査人からの報告
- (3) あらかじめ理事と協議して定めた事項についての報告

(議事録)

第11条 監事会は、議事録を作成し、出席した監事がこれに署名又は記名押印する。

(庶務)

第12条 監事会は、その決議により、監事会の招集事務、議事録の作成、その他監事会運営に関する事務を行う監事を定めることができる。

2 前項の定めにかかわらず、監事会の決議により、監事会の招集事務、議事録の作成、その他監事会運営に関する事務について、法人の職員に行わせることができる。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、監事会の運営その他必要な事項は、監事が協議の上別に定める。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。